

静岡県告示第93号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月20日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中

「静岡銀行蒲原支店」を
「静岡銀行蒲原支店
静岡銀行河津支店
静岡銀行伊豆高原支店
静岡銀行中島支店」に、

「静岡銀行三島駅北支店」を
「静岡銀行三島駅北支店
静岡銀行函南支店
静岡銀行伊豆長岡支店
静岡銀行大仁支店
静岡銀行修善寺支店
静岡銀行韮山支店」に、

「静岡銀行裾野支店」を
「静岡銀行裾野支店
静岡銀行下香貫支店
静岡銀行本町支店
静岡銀行沼津駅北支店
静岡銀行原町支店
静岡銀行沼津金岡支店
静岡銀行沼津西支店」に、

「静岡銀行吉原支店」を
「静岡銀行吉原支店
静岡銀行清水町支店
静岡銀行下土狩支店
静岡銀行長泉支店」に、

「静岡中央銀行磐田支店」を
「静岡中央銀行磐田支店
静岡中央銀行浜松支店
静岡中央銀行浜松支店浜松南営業センター出張所
静岡中央銀行浜松北支店
静岡中央銀行浜松東支店」に改める。

2の(1)のイの表株式会社静岡銀行浜松営業部の項所属の公金収納代表店、公金収納店及び特定公金収納店の欄中「静岡中央銀行浜松支店」、「静岡中央銀行浜松支店浜松南営業センター出張所」、「静岡中央銀行浜松北支店」及び「浜松中央銀行浜松東支店」を削る。

2の(1)のウの表株式会社静岡銀行伊東支店の項所属の公金収納店の欄中「静岡銀行伊豆高原支店」及び「静岡銀行河津支店」を削り、同表株式会社静岡銀行三島支店の項所属の公金収納店の欄中「静岡銀行中島支店」、「静岡銀行函南支店」及び「静岡銀行清水町支店」を削り、同表株式会社静岡銀行沼津支店の項所属の公金収納店の欄中「静岡銀行下香貫支店」、「静岡銀行本町支店」、「静岡銀行沼津駅北支店」、「静岡銀行下土狩支店」、「静岡銀行原町支店」、「静岡銀行沼津金岡支店」、「静岡銀行沼津西支店」、「静岡銀行伊豆長岡支店」、「静岡銀行修善寺支店」、「静岡銀行韮山支店」、「静岡銀行大仁支店」及び「静岡銀行長泉支店」を削る。

附 則

この告示は、平成30年2月22日から施行する。